

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル 一大規模木造を中心として」

正誤表（第1版 1刷・2刷・3刷共通）

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) でご確認ください。

R2/11/27

頁	行	誤	正
63	表1.6-5	「(パターン1)」の「設置基準」の「3m以上の矢印の位置」を訂正。	別紙参照
98	上から 7行目 から 9行目	するためのもので、 <u>壁・床が1時間の準耐火構造で、開口部を設ける場合は1時間の特定防火設備が、壁・床が45分間の準耐火構造で、開口部を設ける場合は20分間の遮炎性を有する防火設備とする。</u>	するためのもので、 <u>第1項から第4項に示す面積区画と第5項に示す高層区画を構成する壁・床・特定防火設備・防火設備に接する外壁は、これらに接する幅90cm以上の部分を準耐火構造とする。この部分に開口部がある場合は防火設備を設ける。</u>

表 1.6-5 木3 共に関する避難上有効なバルコニーの設置・建築物周囲の通路の確保等

	(パターン1)	(パターン2)	(パターン3)
避難上有効なバルコニーの設置等	避難上有効なバルコニーの設置	廊下等の開放性の確保廊下等に面する開口部の措置	
建築物周囲の通路の確保	3mのセットバック	3mのセットバック	避難上有効なバルコニーの設置 廊下等の開放性の確保 廊下等に面する開口部の措置 上階延焼防止のための措置
設置基準			

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) でご確認下さい。

H31/2/14

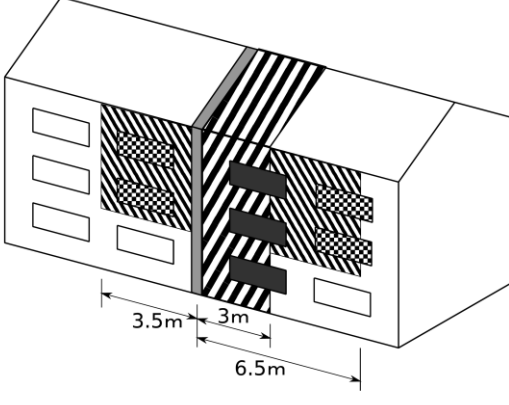
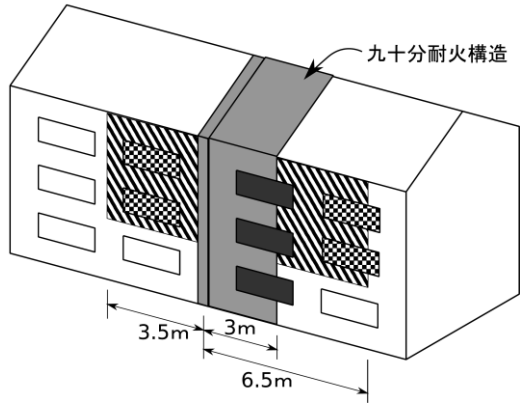
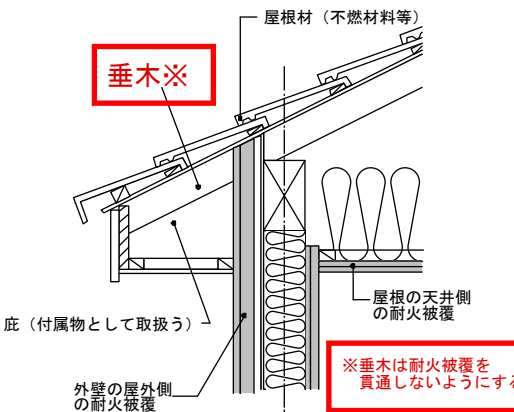
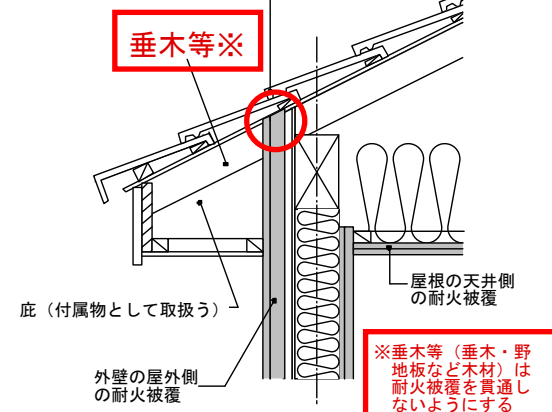
頁	行	誤	正												
122	図 3.2-9														
122	図 3.2-10														
133	表 3.2-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)</td> <td>屋根側又は直下の天井及び軒裏</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材厚板</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の部分		屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井及び軒裏		木材厚板	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)</td> <td>屋根側又は直下の天井</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材厚板</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の部分		屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井		木材厚板
建築物の部分															
屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井及び軒裏														
	木材厚板														
建築物の部分															
屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井														
	木材厚板														

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ (<http://www.bcj.or.jp/>) でご確認ください。

H29/12/25

頁	行	誤		正			
16	表 1.3-1	(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階を用途に供するもの、4階建て以上で3階を用途に供するもの	(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階を用途に供するもの
17	20行目 (④の文章の最後)	・・・求められる。 <u>主要構造部に要求される準耐火性能を図1.3-6に示す。</u>		・・・求められる。(左欄下線部削除)			
18	図1.3-4 中の表	表に注意書きを追加。別添1を参照。					
19	図1.3-5 中の表	表に注意書きを追加。別添2を参照。					
22	図1.3-8	<p>NO → 無指定地域</p> <p>(令第115条2の2第一号～四号)</p> <p>24条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途の制限(共同住宅) ○地階を除く階数が3以下 ○主要構造部：耐火構造または一時間準耐火構造 ○建築物の周囲に幅員3m以上の通路が設けられていること ○接合部の防火措置 ○燃え代設計 <p>で造</p>		<p>NO → 無指定地域</p> <p>4条) [注]</p> <p>法第22条区域または無指定地域の場合は、別途、法第21条、第26条、第27条に該当しないか検討する。</p> <p>で造</p>			
44	下から4 行目	イ 外壁の屋外側の仕上げが・・・		イ 外壁の耐火構造の屋外側の仕上げが・・・			
45	8行目	壁タイプの外壁面からの突出は、図1.6-8(a)～(d)に示す場合が想定できる。 <u>この場合、木造3階建学校の・・・</u>		壁タイプの外壁面からの突出は、図1.6-8(a)～(d)に示す場合が想定できる。 <u>外壁は、壁等で区画された火災区画の室内からの加熱に対する遮炎性と、非火災区画側の屋外からの加熱に対する遮熱性で延焼を防止する。図1.6-8(b)に示す場合、壁等で区画された非火災区画側外壁で加熱を受ける部分には、外壁に防火構造、開口部に防火設備が要求される。図1.6-8(c)に示すように、壁等が外壁から突出せず、壁等で区画された耐火構造の外壁がある場合は、火災区画側では室内からの加熱に対して耐火構造の外壁と特定防火設備の遮炎性、および、非火災区画側では屋外からの加熱に対する耐火構造・防火構造の外壁と特定防火設備・防火設備により延焼を防止する。なお、図1.6-8(d)に示すように、耐火構造の外壁が壁等に接</u>			

頁	行	誤	正
			<p>する場合には、耐火構造の外壁がない側の区画で火災が発生すると、火災区画の外壁の防火構造部分には火災室内からの加熱に対する遮炎性が期待できず、火災の初期から非火災側区画の外壁への加熱が想定されることから、耐火構造の部分には延焼を防止する上で壁等と同様に 90 分の耐火性能を要求する。さらに、木造3階建学校の・・・</p>
45	図 1.6-8 (d)		
46	下から12行目以降	<p>なお、火災継続予測時間は90分間であるが、屋外に出た火熱による外壁の屋外側からの加熱は、火災開始1時間以降収納可燃物が燃え尽きることで弱くなるため、1時間の耐火性能を要求する。</p>	<p>なお、図 1.6-8(d)に示す場合（外壁の耐火構造が壁等に接して設けられる場合）は、火災継続予測時間が90分間であるため、屋外に出た火熱による外壁の屋外側からの加熱が、直接非火災側区画の外壁を加熱することが想定されることから、90分間の耐火性能を要求する。</p>
47	2行目以降	<p>図 1.6-8(d)は、外壁面より壁等が突出せず、壁等の一方の区画にのみ外壁に耐火構造（一時間耐火構造とする。）と防火構造を設置する場合を示す。この場合、出火側区画であれば火災開始後1時間の段階で外壁の耐火構造と開口部の遮炎性を失うが、出火側区画の火熱が弱くなること、また、非出火側区画の外壁の耐火構造および開口部により、出火側区画からの火熱による延焼が防止できる。</p>	<p>図 1.6-8(d)は、外壁面より壁等が突出せず、壁等の一方の区画にのみ外壁の耐火構造（九十分耐火構造とする。）が接して設けられ、防火構造を設置する場合を示す。この場合の考え方については上述したとおりである。</p>
148	10行目	<p>また、不燃材料等で葺くまたは造った屋根の上に仕上げとして設ける「木製デッキや樹脂マット」などは建築物としては扱わない。</p>	<p>また、不燃材料等で葺くまたは造った屋根の上に建築後に置く「木製デッキや樹脂マット」などは建築物としては扱わない。</p>
154	図 3.2-17		
173	図	別添3参照	

頁	行	誤	正
174	9行目	…耐火構造の屋外側と屋内側の耐火被覆を…	…耐火構造の耐火被覆を…
174	図	別添4参照	
188	1行目	告示適合仕様の例 ²	告示適合仕様の例

部 位			通常の火災		屋内側からの火災		
			非損傷性	遮熱性	遮炎性		
			最上階から数えた階数				
壁	間仕切壁	耐力壁	階数15以上の階	2時間	1時間	—*	
			階数5～14の階				
			最上階、階数2～4の階	1時間			
	外壁	非耐力壁		—	—	1時間	—*
		耐力壁	階数15以上の階	2時間	1時間**	1時間	
			階数5～14の階				
			最上階、階数2～4の階	1時間			
		非耐力壁	延焼のおそれのある部分	—	—	1時間**	1時間
上記以外	—		—	30分**	30分		
柱			階数15以上の階	3時間	—	—	
			階数5～14の階	2時間			
			最上階、階数2～4の階	1時間			
床			階数15以上の階	2時間	1時間	—*	
			階数5～14の階				
			最上階、階数2～4の階	1時間			
梁			階数15以上の階	3時間	—	—	
			階数5～14の階	2時間			
			最上階、階数2～4の階	1時間			
屋根			—	30分	—	30分	
階段			—	30分	—	—	

非損傷性：構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊等の損傷を生じない

遮熱性：加熱面以外の面（屋内に面するもの）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない

遮炎性：屋外に火炎を出す原因となる亀裂等の損傷を生じない

*：壁及び床の遮炎性は、遮熱性を確保することにより性能を満たす

**：外壁の遮熱性は屋内に面する部分に限る

部 位			通常の火災		屋内側からの火災	
			非損傷性	遮熱性	遮炎性	
壁	間仕切壁	耐力壁	45分	45分	—*	
		非耐力壁	—	45分	—*	
	外壁	耐力壁	45分	45分**	45分	
		非耐力壁	延焼のおそれのある部分	—	45分**	45分
			上記以外	—	30分**	30分
	柱			45分	—	—
床			45分	45分	—*	
はり			45分	—	—	
屋根の軒裏		延焼のおそれのある部分	—	45分	—	
		上記以外	—	30分	—	
屋根			30分	—	30分	
階段			30分	—	—	

非損傷性：構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊等の損傷を生じない

遮熱性：加熱面以外の面（屋内に面するもの）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない

遮炎性：屋外に火炎を出す原因となる亀裂等の損傷を生じない

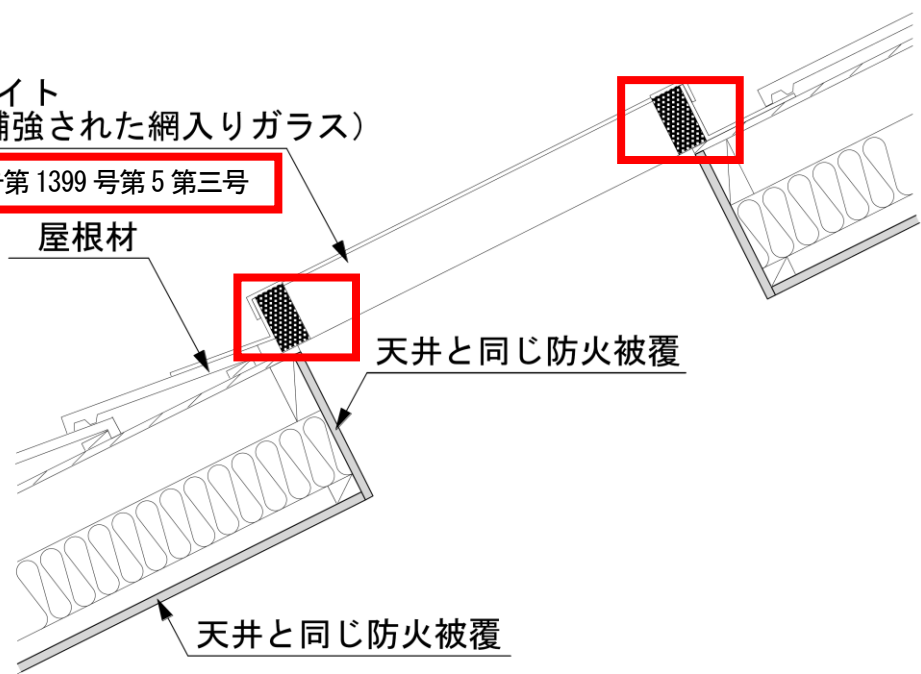
*：壁及び床の遮炎性は、遮熱性を確保することにより性能を満たす

**：外壁の遮熱性は屋内に面する部分に限る

準耐火構造

トップライト
(鉄材で補強された網入りガラス)

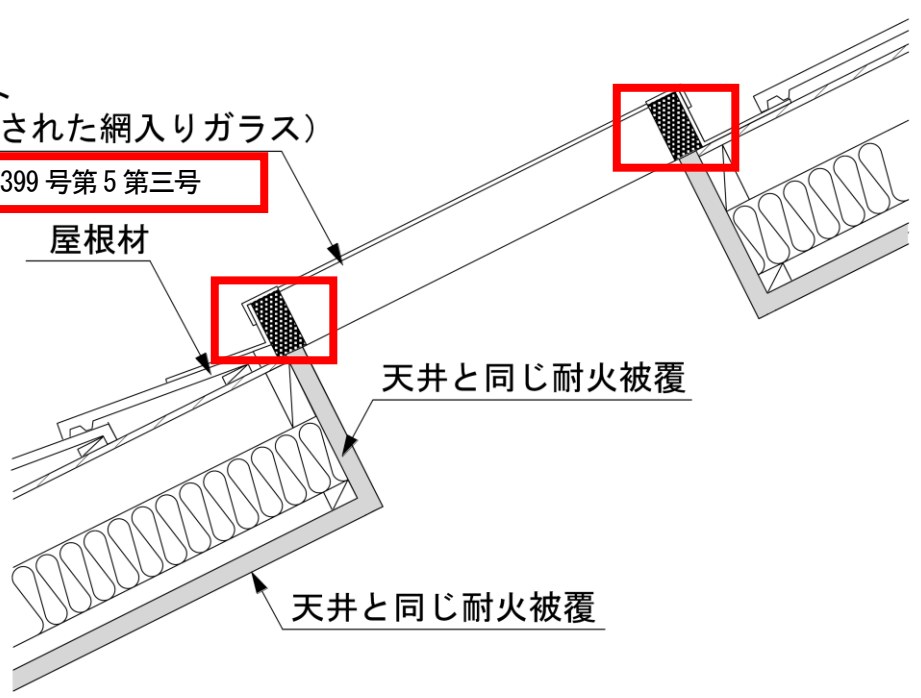
平 12 建告第 1399 号第 5 第三号



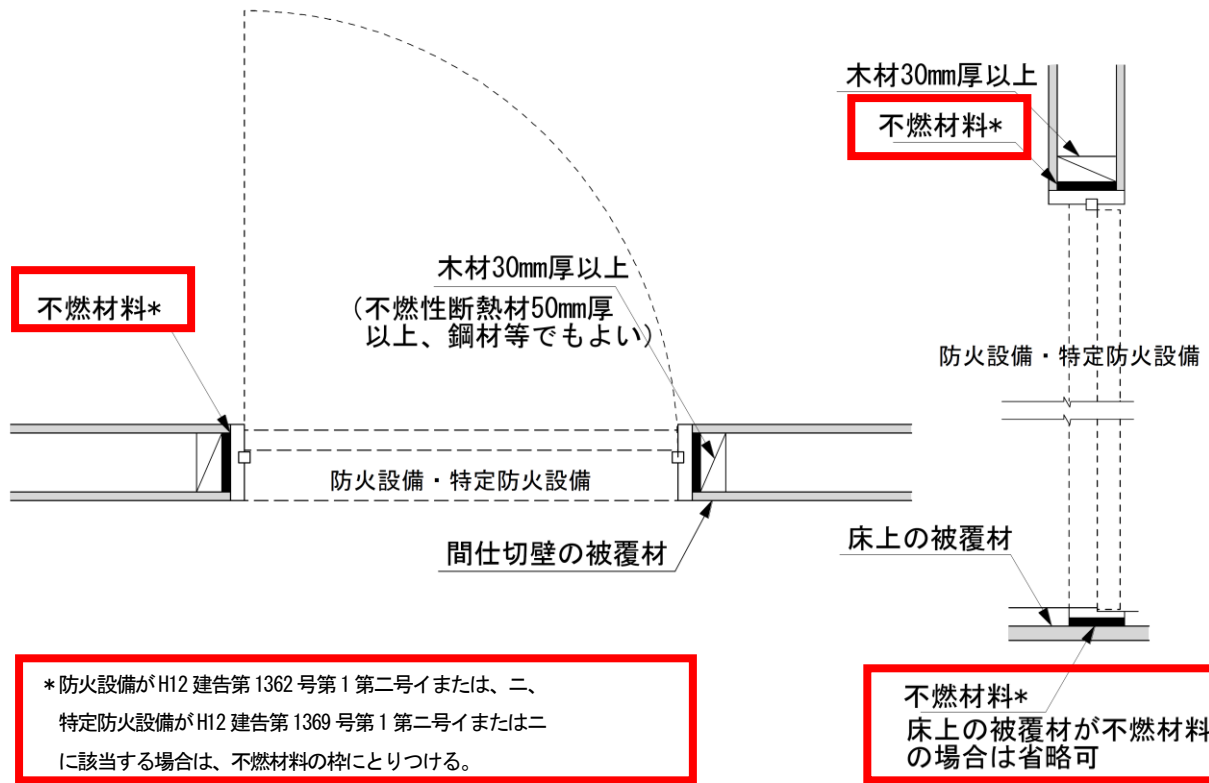
耐火構造

トップライト
(鉄材で補強された網入りガラス)

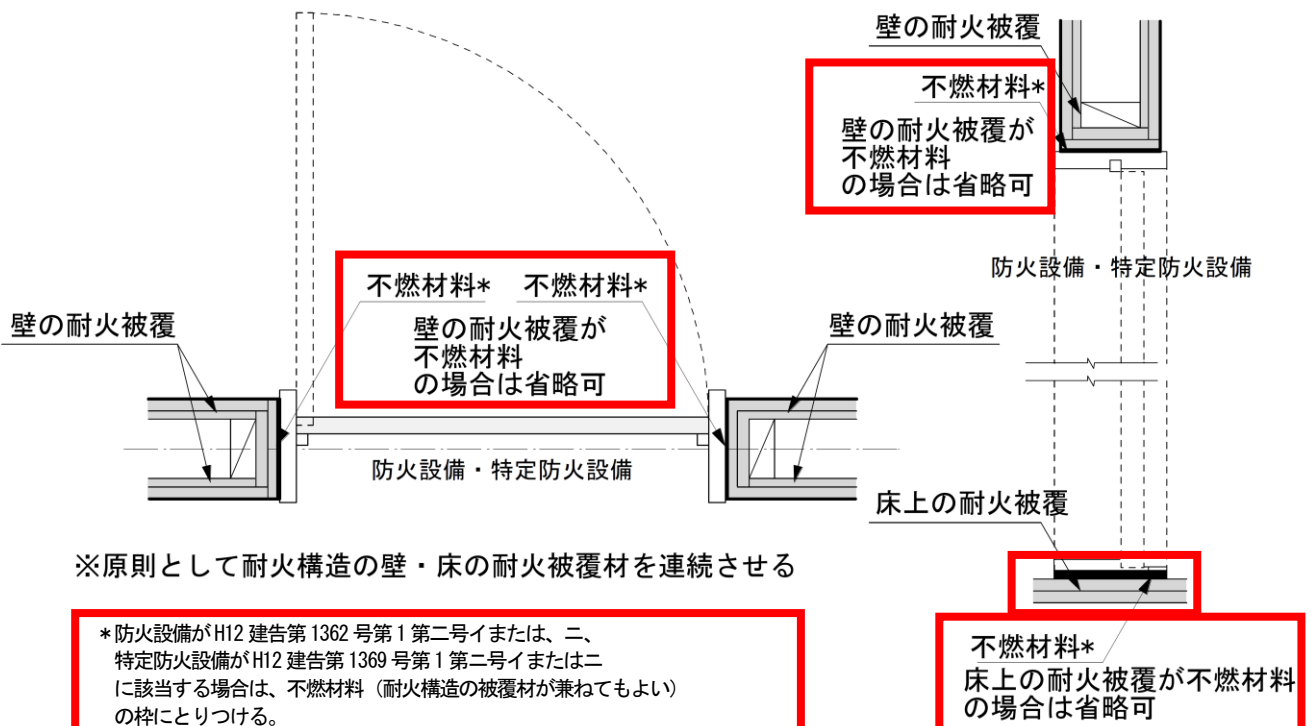
平 12 建告第 1399 号第 5 第三号



準耐火構造



耐火構造



※原則として耐火構造の壁・床の耐火被覆材を連続させる

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル—大規模木造を中心として—」
正誤表（第1版1刷）

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、（一財）日本建築センターホームページ（<http://www.bcj.or.jp/>）でご確認下さい。

H29/6/1

番号	該当箇所		誤	正
	頁	行		
1	16	表 1.3-1	別添 1 参照	
2	17	7 行目	告示（平12建告第1358号、平27国交告第253号）による <u>柱とはりの燃えしろ設計</u> ができる。	告示（平12建告第1358号、平27国交告第253号）による燃えしろ設計ができる。 （左欄下線部削除）
3	23	表内 ルート A の種類	主要構造部を <u>防火構造</u> とする。	主要構造部を耐火構造とする。 （左欄下線部修正）
4	27	8 行目	避難開始が <u>遅れるため主要構造部の耐火性能が要求され始める時間が近くなること、建築物の階数が増加したり、大規模化すると、屋外までの避難に要する時間が長くなり、屋根等の一部を除いて自力避難や消防機関による検索・救助を終了するまでの時間（特定避難時間）以上の主要構造部の耐火性能が要求される。</u>	避難開始が遅れると主要構造部の耐火性能が要求され始める時間が近くなること、建築物の階数が増加したり、大規模化すると、屋外までの避難に要する時間が長くなり、消防機関による検索・救助を終了するまでの時間（特定避難時間）も長くなることから、主要構造部には長時間の耐火性能が要求される。 （左欄下線部修正）
5	30	下から 9 行目	それに伴い、 <u>法第21条第2項、法第27条とその技術的基準、…</u>	それに伴い、法第27条とその技術的基準、… （左欄下線部削除）
6	33	8 行目	平27国交告第249号、第250号、 <u>第253号</u> において、…	平27国交告第249号、第250号において、… （左欄下線部削除）
7	47	下から 9 行目	そのため、平27国交告第250号第 <u>5</u> では、…	そのため、平27国交告第250号第6では、… （左欄下線部修正）
8	101	下から8 行目	「…おそれのある部分は <u>防火構造</u> とする。」	「…おそれのある部分は <u>準防火構造</u> とする。」 （左欄下線部修正）
9	108	表 3.1-1		
10	185	3 行目	…ダクト配管を設ける場合は、 <u>金属製または不燃材料のダクト</u> とし、その開口面積に応じて…	…ダクト配管を設ける場合は、その開口面積に応じて… （左欄下線部削除）
11	186	～1 時間 耐火構造	<u>開口面積 100cm² 未満</u>	開口面積 100cm ² 以下 （左欄下線部修正）

誤

		主要構造部		外壁の開口部		
		特定避難時間倒壊等防止構造(令第110条第一号)	耐火構造等(令第110条第二号)	延焼の恐れのある部分	延焼するおそれがある外壁の開口部	
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階を用途に供するもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上 ・【劇場、映画館、演芸場】主階が1階にないもの	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	※2
(二)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	・3階以上の階を用途に供するもの 【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	防火設備	※2
		・用途に供する部分(2階かつ病院・診療所については、患者の収用施設に限る)の床面積の合計が300㎡以上	—	耐火構造等	防火設備	※2
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・4階以上の階を用途に供するもの、4階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	※2
		・3階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	防火設備	【一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした場合】法第2条第九号の二に規定する防火設備又は他の外壁の開口部のある室の天井の不燃化等
		・用途に供する部分(2階以下)の床面積の合計が2,000㎡以上	—	耐火構造等	防火設備	※2
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	※2
		・用途に供する部分(2階に限る)の床面積の合計が500㎡以上	—	耐火構造等	防火設備	※2

正

		主要構造部		外壁の開口部		
		特定避難時間倒壊等防止構造(令第110条第一号)	耐火構造等(令第110条第二号)	延焼の恐れのある部分	延焼するおそれがある外壁の開口部	
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2	
(二)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2	
		【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造(各宿泊室等にバルコニーを設置する等一定の要件に該当するものに限る。)*1	耐火構造等	防火設備	【一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした場合】法第2条第九号の二に規定する防火設備又は他の外壁の開口部のある室の天井の不燃化等※2
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階を用途に供するもの、4階建てで3階を用途に供するもの	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2
		・3階建てで3階を用途に供するもの	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造(建物の周囲の一定部分に幅員3m以上の通路を設けたものに限る。)*1	耐火構造等	防火設備	【一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした場合】法第2条第九号の二に規定する防火設備又は他の外壁の開口部のある室の天井の不燃化等※2
		・用途に供する部分(2階以下)の床面積の合計が2,000㎡以上	準耐火構造等	耐火構造等	防火設備	※2
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2
		・用途に供する部分(2階に限る)の床面積の合計が500㎡以上	準耐火構造等	耐火構造等	防火設備	※2